

改正

平成26年3月10日要綱第14号

周南市食育推進協賛事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市食育推進計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）に基づく事業が、市民及び地域ぐるみの食育推進運動として活発に展開できるように、支援する体制の構築を図るため、食育推進の取組を実施する地域の企業、施設、店舗、団体等（以下「周南市食育推進協賛事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(周南市食育推進協賛事業者の要件)

第2条 周南市食育推進協賛事業者は、周南市内に本店、支店等を有し、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づいて、市内で食育推進に関する事業を展開する者であつて、次の各号のいずれにも該当しない事業を行うものとする。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする事業
- (2) 公の秩序を乱すおそれのある事業
- (3) その他市長が適当でないと認める事業

(活動内容)

第3条 周南市食育推進協賛事業者は、周南市と連携し、次の各号のいずれかを実施するものとする。

- (1) 店舗窓口、代理店等における、周南市の食育推進事業のポスター、リーフレット等の掲示又は配布
- (2) 周南市食育推進協賛事業者の広報媒体の活用による周南市の食育推進事業の啓発
- (3) 周南市と協働した食育推進事業の展開、イベント等の開催
- (4) 周南市食育推進協賛事業者が実施する食育推進事業の周南市への資料提供

(登録の申請)

第4条 周南市食育推進協賛事業者として登録を受けようとするものは、周南市食育推進協賛事業者登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(周南市食育推進協賛事業者の決定等)

第5条 市長は、前条に定める申請があったときは、周南市食育推進協賛事業者の登録に係る可否決定について、周南市食育推進協賛事業者決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、決定通知の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、同日の1月前までに周南市食育推進協賛事業者から周南市食育推進協賛事業者登録取消申請書（別記第3号様式）による登録の取消しの申請がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（登録の取消し）

第7条 前条に規定する登録の取消しの申出又は周南市食育推進協賛事業者が第2条各号に掲げる事業を行っていることが判明したときは、周南市食育推進協賛事業者決定取消通知書（別記第4号様式）により登録を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日要綱第14号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第5条関係）

別記第3号様式（第6条関係）

別記第4号様式（第7条関係）